# 男女共同参画推進委員会の役割について

#### 1 設置根拠

守谷市男女共同参画推進条例(平成21年3月23日条例第1号)

# (設置)

第 15 条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の 総合的な推進を図るため、守谷市男女共同参画推進委員会(以下「推進 委員会」という。)を設置する。

# (所掌事務)

- 第16条 推進委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項を審議し、その結果を市長に答申する。
- 2 推進委員会は、男女共同参画の推進方策に係る事項について適宜報告を 受けるとともに、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができ る。

#### (組織)

- 第17条 推進委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員の選任にあたっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10分の4未満とならないようにしなければならない。
- 3 委員のうち、2人は公募選出によるものとする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係機関及び団体の構成員
  - (3) 公募委員
  - (4) その他市長が必要と認める者

#### (仟期)

第18条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

# 2 推進委員会とは

# 【審議事項】

• 「守谷市男女共同参画推進計画」の策定に関する事項について

## 【評価・提言・助言事項】

男女共同参画の推進方策に係る事項

# 《市と委員会のフロー図》

